

申出制度とは

次のような土地について、県や市町などの公的機関による買取りを希望するときは、申し出ることができます。

申出は、その土地がある市役所又は町役場で受付けています。

■申出のできる土地は

- ① 都市計画区域内にある 100 m²以上の土地
- ② 都市計画区域外の都市計画施設の区域内にある 200 m²以上の土地

提出書類は

- ・ 土地有償譲渡届出書又は土地買取希望申出書
- ・ 位置図
- ・ 公図の写し
- ・ (ある場合のみ)地積測量図の写し

正本・副本合計2組

※提出先は土地が所在する市役所又は町役場となります。

※届出書・申出書の様式は、三重県ホームページの公有地の拡大の推進に関する法律のページ及び電子申請・届出システムからもダウンロードできます。

【<http://www.pref.mie.lg.jp/d1kendo/guide/01/koukaku/index.htm>】

※平成24年4月1日から、市に所在する土地の届出・申出については、当該市長あてに提出することになりました。(町に所在する土地の届出・申出については、引き続き町の担当課を経由して知事への届出・申出となります。)